

(3) 地方公務員の給与のあり方

地方財政制度審議会の意見（2013年1月18日）

地方は、これまで国に先んじて独自の人員削減や給与削減を実施してきた。一方、国家公務員の給与については、東日本大震災への対処の必要性等のため、平成24年度及び25年度において、一定の削減措置が講じられている。このような中にあって、地方公務員の給与についても削減を求める意見がある。

地方公務員の給与は、地方公務員法に定める給与決定の諸原則や人事委員会勧告等を踏まえ、それぞれの地方自治体の議会で十分議論された上で、条例で定められるものである。この問題の取扱いについては、地方の意見を十分に聞いて慎重に対応すべきである。政府として地方公務員の給与水準について要請を行う場合にも、このような地方公務員の給与の決定の仕組みや、それぞれの地域の実情を踏まえたものでなければならない。かつ、国家公務員の給与削減分は東日本大震災の復旧・復興事業の財源に充てられていることを考慮すれば、地方公務員の給与水準の見直しが、単に国の歳出を抑制するために行われ、地方一般財源が削減されることには適切ではない。